（災害総合対策室並びに管理官、地方企画調整官、災害対策調整官及び原子力災害対策専門官）

第六条　地方課に、災害総合対策室並びに管理官一人、地方企画調整官九人、災害対策調整官一人及び原子力災害対策専門官二人を置く。

2～5　（略）

6　災害対策調整官は、農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　原子力災害対策専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る原子力災害対策に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（食品ロス・リサイクル対策室及び食文化室並びに国際化推進専門官及び食文化専門官）

第十一条　外食・食文化課に、食品ロス・リサイクル対策室及び食文化室並びに国際化推進専門官一人及び食文化専門官二人を置く。

2～5　（略）

6　国際化推進専門官は、外食産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）に関する国際化の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　（略）

（消費統計室並びに消費統計調整官、統計管理官、調査技術専門官及び農地デジタル情報専門官）

第十四条　生産流通消費統計課に、消費統計室並びに消費統計調整官一人、統計管理官四人、調査技術専門官一人及び農地デジタル情報専門官一人を置く。

2～6　（略）

7　農地デジタル情報専門官は、農地の区画情報に係るデジタル技術の活用に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官、指導官、生産専門官、総務・会計専門官、国際専門官及び監査官）

第三十一条　総務課に、生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官二人、指導官二人、生産専門官三人、総務・会計専門官一人、国際専門官二人及び監査官一人を置く。

2～13　（略）

（米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官、企画官、指導官、国際専門官、水田農業高収益化専門官及び米流通調整官）

第三十五条　企画課に、米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官一人、企画官四人、指導官一人、国際専門官一人、水田農業高収益化専門官一人及び米流通調整官一人を置く。

2～9　（略）

10　水田農業高収益化専門官は、水田農業における収益性の向上に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

11　（略）

（災害総合対策室並びに管理官、地方企画調整官及び原子力災害対策専門官）

第六条　地方課に、災害総合対策室並びに管理官一人、地方企画調整官九人及び原子力災害対策専門官二人を置く。

2～5　（略）

（新設）

6　原子力災害対策専門官は、命を受けて、原子力災害対策に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（食品ロス・リサイクル対策室及び食文化室並びに食文化専門官）

第十一条　外食・食文化課に、食品ロス・リサイクル対策室及び食文化室並びに食文化専門官二人を置く。

2～5　（略）

（新設）

6　（略）

（消費統計室並びに消費統計調整官、統計管理官及び調査技術専門官）

第十四条　生産流通消費統計課に、消費統計室並びに消費統計調整官一人、統計管理官四人及び調査技術専門官一人を置く。

2～6　（略）

（新設）

（生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官、指導官、生産専門官、総務・会計専門官、国際専門官及び監査官）

第三十一条　総務課に、生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官二人、指導官二人、生産専門官二人、総務・会計専門官一人、国際専門官二人及び監査官一人を置く。

2～13　（略）

（米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官、企画官、指導官、国際専門官及び米流通調整官）

第三十五条　企画課に、米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官一人、企画官四人、指導官一人、国際専門官一人及び米流通調整官一人を置く。

2～9　（略）

（新設）

10　（略）